



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *29 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行
細則の一部を改正する規則 (生活衛生課)

○ 教育委員会規則

- *9 和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則

- *10 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正
する規則

○ 公安委員会規則

- *7 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

○ 告示

- *361 平成13年和歌山県告示第748号(和歌山県情報公開条
例施行規則の規定による知事が定める法人)の一部改
正 (総務学事課)

- *362 平成15年和歌山県告示第818号(和歌山県個人情報保
護条例施行規則の規定による出資法人等)の一部改正
(")

- 363 総合文書管理システム開発及び賃貸借に係る総合評
価一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(情報政策課)

- 364 和歌山県認定リサイクル製品の認定
(循環型社会推進課)

- 365 有害図書等の指定 (青少年課)

- 366 生活保護法による指定介護機関の廃止
(福祉保健総務課)

- 367 生活保護法による指定医療機関の廃止
(")

- 368 " (")

- 369 生活保護法による医療機関の指定
(")

- 370 " (")

- 371 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)

- 372 " (")

- 373 " (")

- 374 土地改良事業変更協議の適否決定等 (農村計画課)

- 375 土地改良事業施行協議の同意 (")

- 376 " (")

- 377 " (")

- *378 平成13年和歌山県告示第511号(海岸保全区域の指
定)の一部改正 (農地整備課)

- 379 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)

- 380 " (")

- 381 道路の区域変更 (道路保全課)

- 382 新道路の供用開始等 (")

○ 内水面漁場管理委員会告示

- *1 和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等
における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面
漁場管理委員会規程

○ 海区漁業調整委員会告示

- *1 和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等におけ
る情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整
委員会規程

○ 監査委員告示

- *1 和歌山県監査委員に係る行政手続等における情報通
信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程

○ 収用委員会告示

- *3 和歌山県収用委員会に係る行政手続等における情報
通信の技術の利用に関する和歌山県収用委員会規程

○ 公告

- 入札公告 (情報政策課)

規 則

和歌山県規則第29号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則
の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行
細則の一部を改正する規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則
(昭和56年和歌山県規則第48号)の一部を次のように改正す
る。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の申請書には、登録を申請する事業区分ごとに別表
に掲げる書類を添付しなければならない。
別表を次のように改める。

別表（第4条関係）
登録手続に要する添付書類

	登 録 を 申 請 す る 事 業 区 分					
建築物清掃業	建築物空気環境測定業	建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物飲料水水质検査業	建築物排水管清掃業	建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物環境衛生総合管理業
別記第6号様式による設備機械器具の概要	別記第6号様式による設備機械器具の概要	別記第6号様式による設備機械器具の概要	別記第6号様式による設備機械器具の概要	別記第6号様式による設備機械器具の概要	別記第6号様式による設備機械器具の概要	別記第6号様式による設備機械器具の概要
別記第7号様式による監督者等の氏名	別記第7号様式による監督者等の氏名	別記第7号様式による監督者等の氏名	別記第7号様式による監督者等の氏名	別記第7号様式による監督者等の氏名	別記第7号様式による監督者等の氏名	別記第7号様式による監督者等の氏名
施行規則第26条第2号に規定する者であることを証する書類	施行規則第26条第2号に規定する者であることを証する書類	施行規則第26条第2号に規定する者であることを証する書類	施行規則第27条第3号に規定する者であることを証する書類	施行規則第28条第3号に規定する者であることを証する書類	施行規則第29条第3号に規定する者であることを証する書類	施行規則第30条第2号、第3号又は第5号に規定する者であることを証する書類
別記第9号様式による作業実施方法	別記第9号様式による作業実施方法	別記第9号様式による作業実施方法 検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面	別記第9号様式による作業実施方法	別記第8号様式による従事者等の研修実施状況(計画)	別記第8号様式による従事者等の研修実施状況(計画)	別記第8号様式による従事者等の研修実施状況(計画)
別記第9号様式による作業実施方法	別記第9号様式による作業実施方法	別記第9号様式による作業実施方法	別記第9号様式による作業実施方法	別記第9号様式による作業実施方法	別記第9号様式による作業実施方法	別記第9号様式による作業実施方法

添付書類

別記第1号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「殿」
を「様」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。
別記第10号様式を次のように改める。

別記第 10 号様式（第 4 条関係）

作業実施方法等

年 月 日現在

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

苦情及び緊急の連絡に対する体制

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「殿」を「様」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

別記第13号様式及び別記第14号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第9号

和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦
和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条から第6条までの規定により、教育委員会等に対して行い、又は教育委員会等が行うこととされる手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術利用条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 教育委員会等 教育委員会若しくは教育委員会に置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律若しくは条例等上独立に権限を行使することを認められたものをいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 次に掲げる電子証明書で教育委員会等が情報通信技術利用条例第3条第1項に規定する県の機関の使用に係る電子計算機から認証できるものをいう。

ア 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関す

る法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する電子証明書

イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が発行した電子証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育委員会が定める電子証明書

(申請等の指定)

第3条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規則で定める申請等は、別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して前条の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行う場合に記載すべきこととされている事項その他教育委員会が必要と認める事項を、同項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機（教育委員会が定める技術的基準に適合するものに限る。以下「申請等を行う者の使用に係る電子計算機」という。）から入力して、教育委員会が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、あらかじめ、申請等を行う者の氏名又は名称、使用する識別符号及び暗証符号その他必要な事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、教育委員会が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、教育委員会の指定する申請等については、この限りではない。

4 第1項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項又は記載されている事項（次項において「添付事項」という。）を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、教育委員会が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、当該書面等を提出した場合は、この限りでない。

5 教育委員会等は、電子情報処理組織を使用して申請等を行う者が添付事項を入力する場合は、教育委員会が定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、当該添付書面等を提出させることができる。

6 条例等(条例を除く。)の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

7 教育委員会等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の規則の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、教育委員会の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

(電子情報処理組織による縦覧等)

第5条 教育委員会等は、情報通信技術利用条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電子情報処理組織による作成等)

第6条 教育委員会等は、情報通信技術利用条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)に記録する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称等を明らかにする措置)

第7条 情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せて送信されたものに限る。)及び第4条第2項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

2 情報通信技術利用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

条例等名	規定
和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)	第6条第1項
和歌山県情報公開条例の施行に関する和歌山県教育委員会規則(平成13年和歌山県規則第20号)	第14条第2項

和歌山県教育委員会規則第10号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則(平成14年和歌山県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

条例第2条第1項第3号に規定する者は、次に掲げるものとする。

- (1) その者の属する世帯員全員の収入の年額が生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の規定による生活保護の基準に基づき算定する年額の2倍以下である者
- (2) その者の生計を主として維持する者の失職、破産手続開始の決定、倒産、病気若しくは死亡又は火災、風水害等の事由により家計が急変し、その事由が発生した月から12月を超えない期間内に緊急に奨学金を必要とする者(以下「家計急変者」という。)

第5条を次のように改める。

(貸与の予約)

第5条 条例第2条第1項第1号に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)に進学を希望する者で、翌年度に入学後、奨学金の貸与を受けようとする者は、予約申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、その者が在学又は卒業している学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校の中学部、ろう学校の中学部又は養護学校の中学部の学校長(以下「中学校長等」という。)を経由して、これを教育長に提出しなければならない。

- (1) その者の属する世帯の構成員の所得を証明する書類
- (2) その者の属する世帯全員の住民票の写し

2 教育長は、前項の申請書の提出を受けた後、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨学金の貸与を予定する旨を決定し、中学校長等を経由して当該申請者に通知するも

のとする。

第5条の次に次の1条を加える。

(貸与の申請)

第5条の2 前条第2項の規定により、奨学金の貸与を予定する旨の決定を受けた者(以下「貸与予定者」という。)は、高等学校等に入学後、連帯保証人及び保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の2)及び確認書(別記第2号様式)を、その者が在学する高等学校等の学校長(以下「高等学校長等」という。)を経由して、これを教育長に提出しなければならない。

2 高等学校等に在学する者で、奨学金の貸与を受けようとする者(貸与予定者を除く。以下「在学申請者」という。)は、連帯保証人及び保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の3)に次の各号に掲げる書類を添付し、その者が在学する高等学校長等を経由して、これを教育長に提出しなければならない。

- (1) その者の属する世帯の構成員の所得を証明する書類
- (2) その者の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 確認書(別記第2号様式)
- (4) 家計急変者にあつては、その理由が確認することのできる公的な証明書等

3 進学助成金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人及び保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の4)に次の各号に掲げる書類を添付し、教育長に提出しなければならない。

- (1) その者の属する世帯の生計を主として維持する者の所得を証明する書類
- (2) その者の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 学校教育法に規定する大学又は短期大学(大学院及び通信制の課程を除く。以下「大学等」という。)の在学証明書
- (4) 貸借証明書(別記第2号様式の2)又はこれに代わる貸貸契約書の写し

4 前年度に引き続き奨学金の貸与を受けようとする者は、貸与継続申請書(別記第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、高等学校長等を経由し、教育長に提出しなければならない。

- (1) その者の属する世帯の構成員の所得を証明する書類
- (2) その者の属する世帯全員の住民票の写し

第6条第1項中「学校長」を「高等学校長等」に改める。

第9条見出し中「返還誓約書」を「返還計画書」に改め、同条第1項中「借用証書」を「奨学金借用証書・返還誓約書」に、「返還誓約書」を「返還計画書」に、「学校長」を「高等学校長等」に改め、同条第2項中「借用証書」を「進学助成

金借用証書・返還誓約書」に、「返還誓約書」を「返還計画書」に改める。

第10条中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

第11条中「学校長」を「高等学校長等」に改め、同条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 保証人の住所又は氏名等に変更があった場合 保証人変更届(別記第6号様式)

別表中「高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校」を「高等学校等」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第5条関係)

奨学金

予 約 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条第1項の規定により予約申請します。

調査番号							※ 太線枠内のみご記入ください。
在学学校名	立	中学校	第3学年在籍				
進学希望先	立	学校	中学部				
フリガナ		学校 分校 専攻科	全日制 定時制 (単位制) 高等部 高等課程	科			
本人氏名		男・女	印	住所 (〒 -)			
生年月日	年 月 日生			TEL - - 通学区分 自宅 自宅外			
保護者等 氏 名			印	住所 (〒 -) TEL - -			
同 生 計 の 家 族	続柄	氏 名	年齢	所得の 種 類	給与所得者 収入年額(税込)	給与所得者以外 収入年額(税込)	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
計					A	B	
合 計 金 額 [給与所得+給与所得以外]					円	A+B 円	
本人を 除く就 学者	続柄	氏 名	年齢	校 種 (学 年)			
(1)世帯員に障害のある人がいる場合			続柄 () 氏名 () 等級 (級)				
(2)借家等の家賃を支払っている場合			(月額;) 円				
奨学金を 必要とす る理由							

注 1 障害のある人がいる場合、障害者手帳の写しを添付してください。

2 家賃を支払っている場合、賃貸契約書等その支払を証明できるものを添付してください。

上記の者について、和歌山県修学奨励金の予約申請をすることを認めます。

学校名

学校長氏名

印

(裏)

修学奨励金貸与基準額算定表

調査番号								
申請者氏名				世帯主の居住する市町村名			該当級地	
生活費 (第 1 類)								
続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額
本人		円			円			円
父		円			円			円
母		円			円			円
		円			円	小計		円
生活費 (第 1 類) (計)			[小 計]			× 12 月 = 円 (1)		
生活費 (第 2 類)								
第 2 類・基準額			円 × 12 月 =			円		
冬季加算額			円 × 5 月 =			円		
生活費 (第 2 類) (計)			円 (2)					
教育扶助費								
小学校			円 × 人 × 12 月 =			円		
中学校			円 × 人 × 12 月 =			円		
教育扶助費 (計)			円 (3)					
住宅費								
家賃・間代			円 × 月 =			円		
住宅費 (計)			円 (4)					
基礎控除								
			円 × 12 月 =			円		
基礎控除 (計)			円 (5)					
その他の加算 (①～③のうち、最大の額がその他の加算額になります。)								
①高齢加算 (70 歳以上)			円 × 人 × 12 月 =			円		
②母子加算			円 × 12 月 =			円		
③障害者加算			() 級 () 円 × 12 月 =			円		
その他の加算 (最大の額)			円 (6)					

(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) =

ア 円

ア 円 × 2.0 = イ 円 ……貸与基準額

申請者の世帯員全員の収入年額 (表面 A+B) = ウ 円

ウ の額が イ の額より小さければ、貸与基準を満たすことになる。

別記第1号様式の次に次の3様式を加える。

別記第 1 号様式の 2 (第 5 条の 2 関係)

奨学金
 (貸与予定者用)

貸 与 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第 5 条の 2 第 1 項の規定により申請します。

奨学生番号		※ 太線枠内のみご記入ください。			
学校名	立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 (単位制) 高等部 高等課程	年	科 組
フリガナ				(年 4 月	年制第 1 学年入学)
本人氏名		男・女	印	住所 (〒 -)	
生年月日	年 月 日生			TEL - -	
連帯保証人氏名 (保護者等)			印	住所 (〒 -)	
				TEL - -	
保証人氏名			印	住所 (〒 -)	
				TEL - -	

上記の者について、和歌山県修学奨励金の貸与申請をすることを認めます。

学校名

学校長氏名

印

別記第 1 号様式の 3 (第 5 条の 2 関係)

**奨学金
(在学申請者用)**

貸 与 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第 5 条の 2 第 2 項の規定により申請します。

奨学生番号		※ 太線枠内のみご記入ください。					
学校名		立		全日制 定時制 (単位制) 高等部 高等課程		年 月 日	
フリガナ		学校 分校 専攻科		科 組		(年 4 月 年制第 1 学年入学)	
本人氏名		男・女		住所		(〒 -)	
生年月日		年 月 日生		TEL		- -	
連帯保証人氏名 (保護者等)		印		住所		(〒 -)	
				TEL		- -	
保証人氏名		印		住所		(〒 -)	
				TEL		- -	
同 生 計 の 家 族	続柄	氏 名	年齢	所得の 種 類	給与所得 収入年額 (税込)	給与所得以外 収入年額 (税込)	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
	計				A	B	
	合 計 金 額 [給与所得+給与所得以外]				円	A+B 円	
本人を 除く就 学者	続柄	氏 名	年齢	校 種 (学 年)			
(1) 世帯員に障害のある人がいる場合			続柄 () 氏名 () 等級 (級)				
(2) 借家等の家賃を支払っている場合			(月額;) 円				
奨学金を 必要とす る理由							

注 1 障害のある人がいる場合、障害者手帳の写しを添付してください。

2 家賃を支払っている場合、賃貸契約書等その支払を証明できるものを添付してください。

上記の者について、和歌山県修学奨励金の貸与申請をすることを認めます。

学校名

学校長氏名

印

(裏)

修学奨励金貸与基準額算定表

奨学生番号								
申請者氏名				世帯主の居住する市町村名			該当級地	
生活費 (第 1 類)								
続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額	続柄	年齢	基準額
本人		円			円			円
父		円			円			円
母		円			円			円
		円			円	小計		円
生活費 (第 1 類) (計)			[小 計]			× 12 月 =		円 (1)
生活費 (第 2 類)								
第 2 類・基準額			円 × 12 月 =			円		
冬季加算額			円 × 5 月 =			円		
生活費 (第 2 類) (計)			円 (2)					
教育扶助費								
小学校			円 × 人 × 12 月 =			円		
中学校			円 × 人 × 12 月 =			円		
教育扶助費 (計)			円 (3)					
住宅費								
家賃・間代			円 × 月 =			円		
住宅費 (計)			円 (4)					
基礎控除								
			円 × 12 月 =			円		
基礎控除 (計)			円 (5)					
その他の加算 (①～③のうち、最大の額がその他の加算額になります。)								
①老齢加算 (70 歳以上)			円 × 人 × 12 月 =			円		
②母子加算			円 × 12 月 =			円		
③障害者加算			() 級 () 円 × 12 月 =			円		
その他の加算 (最大の額)			円 (6)					

(1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) =

ア 円

ア 円 × 2.0 = イ 円 ……貸与基準額

申請者の世帯員全員の収入年額 (表面 A+B) = ウ 円

ウ の額が イ の額より小さければ、貸与基準を満たすことになる。

別記第 1 号様式の 4 (第 5 条の 2 関係)

進学助成金

貸与申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第 5 条の 2 第 3 項の規定により申請します。

奨学生番号		※ 太線枠内のみご記入ください。									
学校名		立		大学 短期大学		学部 分野		学科 課程		年 4 月 年制第 1 学年入学	
出身校名		立		高等学校		※ (県内高等学校 ・ 県外高等学校 ・ 大検該当者)					
フリガナ						(千 -)		住所			
本人氏名				男・女		印		住所			
生年月日		年 月 日生						TEL - -			
連帯保証人名 (保護者等)		(続柄: 本人の)				印		住所			
								TEL - -			
保証人名						印		住所			
								TEL - -			
同 一 生 計 の 家 族	続柄	氏 名		年齢	* 職業・所得 の 種 類	A 収入・売上金 額 (税込)	B 控除額 (給与所得者) ・ 必要経費 (税込)	A - B 所得金額 (税込)			
						万円	万円	万円			
						万円	万円	万円			
						万円	万円	万円			
						万円	万円	万円			
						万円	万円	万円			
主に家計を支えている者、1 人に○をつけてください。 同一人で 2 種類以上の所得のある者は、所得ごとに段を改めて記入してください。 最も所得の多い者の所得金額 ① 万円											
本人を 除く就 学者	続柄	氏 名		※ 設置者	校 種 (学年)	※ 通学別		控 除 額			
				国公立・私立		自宅・自宅外		万円			
				国公立・私立		自宅・自宅外		万円			
所得から 差し引 かれる 金額	本人の就学者控除 (授業料 万円 + 自宅外 万円)							万円			
	母子・父子世帯 (子が 18 歳未満 (18 歳以上の就学者を含む。) であること。ただし、60 歳以上で経済力のない祖父母のいる世帯を含む) (一律 49 万円)							万円			
	障害のある人がいる世帯 (公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就床を要する要介護の人等のいる世帯) (1 人 86 万円)							万円			
	主に生計を支えている者が別居している世帯 (別居により生じた住居、光熱、水道、家具及び家事用品の実費を 7 1 万円を限度に控除する。)							万円			
	長期に療養を要する人のいる世帯 (6 か月以上療養中の人又は療養を必要とする人のいる世帯)							万円			
	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 (前年から申込時まで被害を受け、今後 2 年以上にわたり支出の増加又は収入の減少が見込まれる場合における 1 年当たりの支出増加額又は収入減少額を控除する。)							万円			
② 控 除 額 合 計								万円			
③ 認定所得額 (①-②)								万円			
④ 収入基準額								万円			

※ は、いずれか該当する方を○で囲んでください。

（裏面）

◎進学助成金を必要とする理由

進学助成金の貸与を希望するに至った家庭事情等を記入してください。

別記第2号様式中「(自宅又は携帯)」を削り、同様式を別記第2号様式の2とし、別記第1号様式の4の次に次の1様式を加える。

別記第 2 号様式 (第 5 条の 2 関係)

奨学金

確 認 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私が和歌山県修学奨励金の奨学金の貸与を受けるにあたり、私、連帯保証人及び保証人は、以下に記載の貸与内容を確認し同意のうえ、裏面記載事項並びに和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程を遵守し、返還することを確約し、本確認書を提出します。

貸与月額 円

ただし、貸与中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更後の月額とします。

貸与の始期 平成 年 月分から

貸与の終期 在学する学校の標準修業年限の終期までとします。(家計急変者については、貸与の始期の属する年度末(3月)までとします。ただし、奨学金の継続貸与が認められた場合は翌年度末(3月)までとします。)なお、それ以前に貸与を終了した場合はその期日までとします。

貸与金額 奨学金貸与終了の時期に貸与金額の総額が確定します。

本人 (自署)	フリガナ		生 年 月 日	性 別
	氏 名	(印)	年 月 日生	
	現 住 所	〒 () -		
学 校 名	立	学校	分校	全日制 高等部 定時制 高等課程 専攻科 (単位制)

連帯保証人 (自署)	フリガナ		生 年 月 日	本人との続柄
	氏 名	(印)	年 月 日生	
	現 住 所	〒 () -		

保証人 (自署)	フリガナ		生 年 月 日	本人との続柄
	氏 名	(印)	年 月 日生	
	現 住 所	〒 () -		

本人が未成年者(20歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がある場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏 名	(印)	生 年 月 日	電話番号
	現 住 所	(〒 -)	年 月 日生	() -
	氏 名	(印)	生 年 月 日	電話番号
	現 住 所	(〒 -)	年 月 日生	() -
後見人	氏 名	(印)	生 年 月 日	電話番号
	現 住 所	(〒 -)	年 月 日生	() -

(裏面)

確認書裏面

1 奨学金の貸与に係る事項

- (1) 奨学生は次の場合、速やかに県に届け出なければなりません。
 - ア 本人、連帯保証人又は保証人の氏名、住所に変更があったとき。
 - イ 連帯保証人又は保証人を変更するとき。
 - ウ 休学、復学、転学、停学又は退学したとき。
 - エ 奨学金貸与を辞退するとき。
 - オ 他の奨学金の適用を受けるとき。
- (2) 奨学生が休学し又は停学の処分を受けたときは、奨学金の貸与を停止します。
- (3) 奨学生が次の状態になったときは、奨学金の貸与を打ち切ります。
 - ア 奨学金の貸与を辞退したとき。
 - イ 退学したとき。
 - ウ 奨学生の生計を主として維持する者が県外に転居したとき。
 - エ 奨学生の世帯全員の年間収入額が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額を超えたとき。
 - オ 独立行政法人日本学生支援機構学資金、母子及び寡婦福祉資金の修学資金、高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金及び生活福祉資金貸付金の修学費（いずれも月額貸与）の貸与を受けることとなったとき。
- (4) 奨学生が、偽りその他の不正の手段により、奨学金の貸与を受けることとなったことが判明したときは、その貸与を取り消し、直ちに貸与を受けた奨学金の一括返還をしなければなりません。

2 奨学金の返還に係る事項

- (1) 奨学生は、貸与終了時に連帯保証人及び保証人と連署した「奨学金借用証書・返還誓約書」を提出しなければなりません。
- (2) 貸与総額に応じた返還回数で、算出された割賦額を月賦又は月賦・半年賦併用の方法により、申請時に登録した口座から自動引落の方法で返還することになります。延滞すると、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年 10.95%の割合を乗じて計算した金額が延滞金として課されます。
- (3) 返還は貸与の終了した月の翌月から起算して 6 月を経過した後、10 年以内に返還しなければなりません。
- (4) 返還期日前に、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- (5) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人又は保証人を変更するときは、速やかに県に届け出なければなりません。
- (6) ア 奨学金の貸与終了後、本人、連帯保証人又は保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県に届け出なければなりません。
 - イ 本人がアの届出を怠ったため、県が本人から最後に届出のあった氏名及び住所にあてて通知又は書類を送付した場合には、延着し、又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。
- (7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、返還を猶予します。
 - ア 本人が高等学校等、大学、短期大学、大学院又は専修学校専門課程に在学するとき。
 - イ 災害、傷病その他やむを得ない事由により、奨学金の返還が著しく困難になったと認められるとき。
- (8) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を免除することがあります。
 - ア 死亡したとき。
 - イ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、奨学金を返還できなくなったと認められるとき。
- (9) 本人、連帯保証人又は保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立から強制執行に至るまでの法的手続をとることがあります。

3 保証に係る事項

- (1) 連帯保証人は、本確認書によって負担する一切の債務について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については、関係法令及び本確認書並びに「奨学金借用証書・返還誓約書」等に従わなければなりません。
- (2) 保証人は、本確認書によって負担する一切の債務について、本人及び連帯保証人が履行しなかった場合、代わりにその履行をしなければなりません。

4 貸与決定されなかった場合等の確認書の取扱いに係る事項

申請後貸与決定されなかった場合、貸与取消しになった場合又は申請後辞退した場合は、この確認書は無効となります。なお、その場合確認書は返却しません。県が責任をもって廃棄します。

別記第3号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 5 条の 2 関係)

貸与継続申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、前年度に引き続き奨学金の貸与を継続して受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第 5 条の 2 第 4 項の規定により申請します。

奨学生番号							※ 太線枠内のみご記入ください。
学校名	立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 (単位制) 高等部 高等課程	年	科 組		
フリガナ			(〒 -)	住所			
本人氏名		男・女	印	TEL - -			
生年月日	年 月 日生			通学区分 自宅 ・ 自宅外			
連帯保証人氏名 (保護者等)			印	(〒 -) 住所			
				TEL - -			
同 一 生 計 の 家 族	続柄	氏 名	年齢	所得の 種 類	給与所得 収入年額 (税込)	給与所得以外 収入年額 (税込)	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
	計				A 円	B 円	
合 計 金 額 [給与所得 + 給与所得以外]						A + B 円	
本人を 除く就 学者	続柄	氏 名	年齢	校 種 (学 年)			
(1) 世帯員に障害のある人がいる場合			続柄 () 氏名 () 等級 (級)				
(2) 借家等の家賃を支払っている場合			(月額 ;) 円				
(3) 母子家庭の場合 (右欄に○印)			母子家庭				
奨学金の貸与を受けていた期間		年 月 から 年 月 まで					
奨学金の貸与を継続して受けようとする期間		年 月 から 年 月 まで					
他の奨学金等の貸与又は給付の有無		無 ・ 有 (種類・名称)					

注 1 障害のある人がいる場合、障害者手帳の写しを添付してください。

2 家賃を支払っている場合、賃貸契約書等その支払を証明できるものを添付してください。

上記の者が本校に在学し、引き続き奨学金の貸与を受けることにより、学業を確実に終了できる見込みがあることを認めます。

学校名

学校長氏名

印

別記第 4 号様式 (第 9 条関係)

	奨学生番号		氏 名	
--	-------	--	-----	--

奨 学 金 借 用 証 書

返 還 誓 約 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

借用金額 円也

私は、和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程に基づき、和歌山県修学奨励金の奨学金を借りました。

つきましては、私、連帯保証人及び保証人は、関係規程に従い返還計画のとおり滞りなく返還することを誓約します。

もし、正当な理由なく奨学金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても、又は強制執行の手続をとられても異議ありません。

本 人	フリガナ		生 年 月 日	性 別
	氏 名	(印)	年 月 日生	
	現住所	〒 () —		
(自 署)	学校名	立 学校 分校	全日制 定時制 (単位制)	高等部 高等課程 科

私(連帯保証人)は、本人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について連帯して保証します。

連 帯 保 証 人	フリガナ		生 年 月 日	本人との続柄
	氏 名	(印)	年 月 日生	
	現住所	〒 () —		

私(保証人)は、本人及び連帯保証人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について保証します。

保 証 人	フリガナ		生 年 月 日	本人との関係
	氏 名	(印)	年 月 日生	
	現住所	〒 () —		

本人が未成年者(20歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

親 権 者	氏 名	(印)	生 年 月 日	年 月 日生	
	現住所	〒 () —			
	氏 名	(印)	生 年 月 日	年 月 日生	
後 見 人	現住所	〒 () —			
	氏 名	(印)	生 年 月 日	年 月 日生	
	現住所	〒 () —			

別記第 4 号様式の 2 (第 9 条関係)

奨学生番号	氏 名		
進学助成金借用証書 返 還 誓 約 書			
和歌山県教育委員会教育長 様		収入印紙 貼付欄 本人印 連帯保証人印 年 月 日	
借用金額		円也	
私は、和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程に基づき、和歌山県修学奨励金の進学助成金を借用しました。 つきましては、私、連帯保証人及び保証人は、関係規程に従い返還計画のとおり滞りなく返還することを誓約します。 もし、正当な理由なく進学助成金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受けても、又は強制執行の手続をとられても異議ありません。			
本 人 (自署)	フリガナ		生 年 月 日 性 別
	氏 名	(印)	年 月 日生
	現住所	〒 () ー	
	学校名	立 大学 学部 学科 短期大学 課程	
連 帯 保 証 人 (自署)	フリガナ		生 年 月 日 本人との続柄
	氏 名	(印)	年 月 日生
	現住所	〒 () ー	
	私(連帯保証人)は、本人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について連帯して保証します。		
保 証 人 (自署)	フリガナ		生 年 月 日 本人との関係
	氏 名	(印)	年 月 日生
	現住所	〒 () ー	
	私(保証人)は、本人及び連帯保証人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について保証します。		
親 権 者	氏 名	(印)	生 年 月 日 年 月 日生
	現住所	〒 () ー	
	氏 名	(印)	生 年 月 日 年 月 日生
	現住所	〒 () ー	
後 見 人	氏 名	(印)	生 年 月 日 年 月 日生
	現住所	〒 () ー	

本人が未成年者(20歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がある場合は、後見人が自署・押印してください。

別記第 5 号様式 (第 9 条関係)

返 還 計 画 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
本人住所	(〒 -) TEL (- -)
氏 名	印
連帯保証人 (保護者等) 住 所	(〒 -) TEL (- -)
氏 名	印

私が借用した (※ 奨学金 ・ 進学助成金) の借用金額は、 円であり、
下記の返還計画に基づき返還します。

記

〔返還計画〕

奨学生番号			氏 名		
返還方法	返還期日	返還開始月	返還回数	割賦金	最終割賦金
1 月賦返還	毎月 27 日	年 月	回	円	円
2 月賦・半年賦 の 併 用	毎月 27 日	年 月	回	円	円
	毎年 1 月 27 日 毎年 7 月 27 日	年 月	回	円	円

※は、どちらか該当する方を○で囲んでください。

(注意) 返還する場合の引落口座は、基本的には貸与時の振込口座としますが、もし振込口座に変更があれば、下記にご記入ください。

取扱金融機関名及び支店	(1 銀行・2 信用金庫・3 労働金庫) 支店				
預金種目	1 普通 (総合) 2 当座	口座番号 (右づめで記入)			
(フリガナ) 預金者氏名			(〒 -) TEL (- -)	住所	

別記第6号様式中「(第10条関係)」を「(第10条、第11条関係)」に、「第10条」を「第10条又は第11条第1号」に改め、「(自宅又は携帯)」を削る。

別記第7号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式 (第 11 条関係)

住所・氏名等変更届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号			
旧氏名			印
本人住所	(〒 -)		
	TEL	-	-

下記のとおり (住所・氏名) 等を変更したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第 11 条第 2 号の規定により届け出ます。

記

本人	新氏名				
	新住所	(〒 -) TEL - -			
高等学校等	旧学校	学校名 立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 (単位制)	高等部 高等課程
	新学校	学校名 立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 (単位制)	高等部 高等課程
大学等	旧学校	学校名 立	大学 短期大学	学部 分野	学科 課程
	新学校	学校名 立	大学 短期大学	学部 分野	学科 課程

別記第8号様式中「第11条第2号」を「第11条第3号」に改める。

別記第9号様式中「第11条第3号」を「第11条第4号」に改める。

別記第10号様式中「第11条第4号」を「第11条第5号」に改める。

別記第11号様式中「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「(自宅又は携帯)」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の第2条第1項及び別表の規定は、平成17年度以降に入学する者から適用するものとし、平成16年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 平成16年度以前に入学した者に係る改正後の第5条の2第2項の規定の適用については、同項中「別記第1号様式の3」とあるのは「和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(平成17年和歌山県教育委員会規則第10号)による改正前の別記第1号様式」とする。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第7号

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

和歌山県警察職員定員規則(平成4年和歌山県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「637人」を「681人」に、「244人」を「249人」に、「881人」を「930人」に、「1,447人」を「1,423人」に、「99人」を「94人」に、「1,546人」を「1,517人」に、「2,084人」を「2,104人」に、「2,427人」を「2,447人」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第361号

平成13年和歌山県告示第748号(和歌山県情報公開条例施行規則の規定による知事が定める法人)の一部を次のように改正し、平成17年3月25日から施行する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村 良 樹

「和歌山県土地開発公社」を「和歌山県土地開発公社
財団法人和歌山県人権啓発
センター」に改める。

和歌山県告示第362号

平成15年和歌山県告示第818号(和歌山県個人情報保護条例施行規則の規定による出資法人等)の一部を次のように改正し、平成17年3月25日から施行する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村 良 樹

「和歌山県土地開発公社」を「和歌山県土地開発公社
財団法人和歌山県人権啓発
センター」に改める。

和歌山県告示第363号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項、自治法令第167条の5の2及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、総合文書管理システム開発及び賃貸借に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村 良 樹

1 調達役務

総合文書管理システム開発及び賃貸借

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア コンソーシアムでないとき

(ア) 競争入札資格審査申請書

(イ) 国の本省庁、都道府県及び政令指定都市を契約相手とする総合文書管理システム開発業務に関する契約書の写し又は履行の実績を証する書面の写し。ただし、平成16年度電算推第2号総合文書管理システム導入調査業務委託に関する競争入札参加資格を認められたものは、提出を免除する。

(ウ) 第3者賃貸借方式による貸付能力等証明書

第3者賃貸借方式による総合文書管理システム開発及び賃貸借(以下「総合文書管理業務」という。)に係る契約を締結しようとする事業者のみ

必要

(エ) 担当技術者経歴書

(オ) 7の(8)に掲げる資格等を証明する書類

イ コンソーシアムとして申請するとき

(ア) 競争入札資格審査申請書(コンソーシアム)

(イ) 国の本省庁、都道府県及び政令指定都市を契約相手とする総合文書管理システム開発業務に関する契約書の写し又は履行の実績を証する書面の写し。ただし、コンソーシアム代表者が、平成16年度電県推第2号総合文書管理システム導入調査業務委託に関する競争入札参加資格を認められた者であるときは、提出を免除する。

なお、当該契約書については、コンソーシアム代表者を契約者とし、履行の実績を証する書面については、コンソーシアム代表者を名あて人とするものとする。

(ウ) 第3者賃貸借方式による貸付能力等証明書

コンソーシアムとして貸付能力等を証明したものを提出すること。

第3者賃貸借方式による総合文書管理業務に係る契約を締結しようとするコンソーシアムのみ必要

(エ) コンソーシアム協定書

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(オ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状(コンソーシアム構成員)及び委任状(コンソーシアム代表者)

構成員及び代表者がそれぞれ代理人を選任した場合は、上記委任状を提出しなければいけない。

(カ) 担当技術者経歴書

(キ) 7の(8)に掲げる資格等を証明する書類

(2)(1)に掲げる申請書類(ア(イ)及び(オ)並びにイ(イ)及び(キ)を除く。)の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの申請用紙は、平成17年3月25日(金)から平成17年4月4日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3)(1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年4月8日(金)午後5時までの間に和歌山県

企画部 I T 推進局情報政策課に対して書面(ファクシミリ及び電子メールを含む。)で行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 4階 中会議室

(2) 日時

平成17年4月4日(月)午後3時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成17年4月4日(月)から平成17年4月8日(金)までの毎日午前9時から午後5時までの間に5で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階

和歌山県企画部 I T 推進局情報政策課

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2414

(FAX 073-441-2409)

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 入札参加者の資格

この総合評価一般競争入札に参加することができる者は、平成17年3月25日(金)現在において、次の(1)から(8)までの要件を満たしている者(コンソーシアムを含む。)とし、複数の者が1の代表者を定めることによりコンソーシアムとして参加することができるものとする。ただし、第3者賃貸借方式による総合文書管理業務に係る契約を締結しようとする場合は、さらに(9)の要件も満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者又申立てをしている者でないこと。

ただし、再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定があった場合にあっては、更正

手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

- (4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立て (同法附則第2条による廃止前の和議法に基づく和議開始の申立てを含む。以下同じ。) がなされている者又申立てをしている者でないこと。

ただし、再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定があった場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

コンソーシアムにあっては構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

- (5) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

コンソーシアムにあっては構成員のいずれについてもこの要件を満たすものであること。

- (6) 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成16年和歌山県告示第1369号) に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、競争入札参加者名簿の登録区分「1 システム分析・開発」及び「2 システム運用・管理」に登録され、又は平成17年4月12日 (火) までに登録されること。

コンソーシアムにあっては構成員のいずれについても上記競争入札参加者名簿に登録されており、なおかつ、構成員のいずれかが登録区分「1 システム分析・開発」及び「2 システム運用・管理」に登録され、又は平成17年4月12日 (火) までに登録されること。

情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者名簿への登録方法、登録時期等については、入札説明書に記載している。

- (7) 過去に、国の本省庁、都道府県及び政令指定都市の総合文書管理システムの設計から構築まで一連の業務においてその実績を有すること。

コンソーシアムにあっては、代表者がこの要件を満たすものであること。

- (8) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次のいずれかの資格等を有する者であること。

ア 技術士法 (昭和58年法律第25号) に基づく技術士であって情報工学部門の資格を有する者

イ 経済産業大臣から次の情報処理試験合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) 特種情報処理技術者

(ウ) プロジェクトマネージャ

(エ) アプリケーションエンジニア

(オ) ネットワークスペシャリスト

(カ) テクニカルエンジニア (ネットワーク、データベース又はシステム管理)

ウ 財団法人日本情報処理開発協会が行う情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 審査員登録において主任審査員の登録を受けている者

コンソーシアムにあっては、当該担当技術者は、構成員のいずれかに属するものであること。

- (9) 第3者賃貸借方式による総合文書管理業務に係る契約を締結しようとする場合は、第3者賃貸借方式による貸付能力等の証明を受けた者について、(1) から (5) の要件を満たすものとする。

9 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成17年4月13日 (水) までに通知する。

コンソーシアムにあっては、通知は、構成員のうち代表者に通知する。

10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成17年4月23日 (土) までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成17年5月6日 (金) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第364号

和歌山県リサイクル製品利用推進要綱 (平成15年和歌山県告示第556号) 第3条第1項の規定により、次の製品を和歌山県認定リサイクル製品として認定した。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

認定番号	申請者	製品名
4-1	株式会社キングジム大阪営業所	キングファイルスーパードッチ 〈脱・着〉Nシリーズ
4-2	株式会社キングジム大阪営業所	クリアーファイル リサイクル
4-3	株式会社キングジム大阪営業所	キングファイル エコロジード ッチ

4-4	レーザーグラフィック スジャパン株式会社	リサイクルトナーカートリッジ
4-5	株式会社アイ・ピー・エ ス	リサイクルトナー、 リサイクル感光体ユニット
4-6	長谷川体育施設株式会 社和歌山営業所	AQクレイ
4-7	株式会社サンエコマッ ク	E C O M A C S 土壌構造安定化 材
4-8	株式会社サンエコマッ ク	ソイルプレミックス (S P - M) 表層舗装材
4-9	南和産業株式会社	コンクリート積ブロック (ニュー ーストン リサイクル型)
4-10	フジクリーン工業株式 会社	フジクリーン浄化槽、 家庭用水リサイクル装置 (H Z 型)
4-11	有限会社エコ・緑化シ テム	軽量透水性レンガブロック (園 芸用・防犯用)、 U字溝
4-12	岡田産業株式会社	Eメイク
4-13	岡田産業株式会社	ウッディポスト
4-14	松三建材株式会社	護苗板
4-15	根来産業株式会社	園芸用品、 花壇

4-16	根来産業株式会社	ベンチ
4-17	根来産業株式会社	U字溝、 擬木、 車止め
4-18	岡田産業株式会社	ウッディガード、 ウッディケード、 ナチュラルサイン
4-19	根来産業株式会社	パレット
4-20	根来産業株式会社	掛矢
4-21	有限会社ウィッツ	ミニログハウスキット
4-22	有限会社ウィッツ	木のカード、 木の名刺台紙

和歌山県告示第365号

和歌山県青少年健全育成条例 (昭和53年和歌山県条例第
36号) 第13条第1項の規定により、有害図書等として、次の
ものを平成17年3月15日指定した。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木 村 良 樹

種 別	図 書 等 名	コ ー ド 番 号	発 行 所 名
月 刊 誌	月刊クリーム 4月号	03299-4	ワイレア出版
雑 誌	大人の週末パソコン Vol.7	07262-04	インフォレスト
月 刊 誌	PENT-JAPAN 4月号	07933-4	ぶんか社
月 刊 誌	スコラ 3月号	15401-3	スコラマガジン
雑 誌	瞬間映像ハプニングSELECTION VOL.2	18380-4	日正堂
月 刊 誌	@BUNTA 4月号	11537-04	コアマガジン
月 刊 誌	kissui 4月号	02801-4	英知出版
月 刊 誌	ザ・ベストMAGAZINE 4月号	14003-4	KKベストセラーズ
月 刊 誌	月刊パッチェラー 4月号	07537-04	ダイアプレス
月 刊 誌	別冊ドント 4月号	17907-04	マガジン・マガジン
月 刊 誌	MAN-ZOKU KANSai 4月号	02203-04	シーズ情報出版
月 刊 誌	シティヘブン関西版 4月号	14273-4	ダブリュオウコーポレーション
月 刊 誌	PINmaga 3月号	不明	アッシュ
月 刊 誌	J-SPARK 4月号	86257-04	トライマックス

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を
助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青
少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2の規定に
より指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法
第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第366号

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社れもんケア	和歌山市吉田323メゾン ドール和歌山708	れもんケア海南	海南市日方字新浜1271-75	居宅介護支援 事業	平成 17.2.28

和歌山県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により
指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55
条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

指 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
海南医 85-10	吉川内科循環器科	海南市幡川187-1	平成 17.1.31

和歌山県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により
指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55
条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

指 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 事 業 所 の 名 称	指 定 事 業 所 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
田訪 2-10	社団法人田辺市医師会	田辺市新屋敷町1-8	田辺市医師会立訪問看護ステ ーション	田辺市湊1619-8田辺 市民総合センター内	平成 17.2.10

和歌山県告示第369号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により
医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、
次のとおり告示する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

指 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田薬 33-16	紀南ヘルシーデ ボ薬局神島台店	田辺市新庄町2744-58 精香オンドルビル3F	平成 17.1.17
海南医 95-16	医療法人吉川内 科循環器科	海南市幡川187-1	平成 17.2.1
有市薬 24-16	エース薬局みの しま店	有田市新堂55-1	平成 17.3.1

西医 140-16	白浜メンタルク リニック	西牟婁郡白浜町1081-6	平成 17.3.2
有市医 48-16	九鬼クリニック 耳鼻咽喉科	有田市新堂字弁天56番 地の1	平成 17.3.5

和歌山県告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により
医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、
次のとおり告示する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

指 番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 事 業 所 の 名 称	指 定 事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
田訪 4-16	社団法人田辺市医師会	田辺市新屋敷町1-8	田辺市医師会立訪問看護ステ ーション	田辺市湊1663-1	平成 17.2.11

和歌山県告示第371号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和
58年法律第32号)第36条の規定により、平成17年3月17日か
ら平成17年5月29日までの間の74日間、貸金業の業務(弁済
の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止す
る(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書
の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)こ
とを、平成17年3月14日に命じたので、同法第41条の規定

により公告する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 商号又は名称 なし
- 2 氏名 橋本育生
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市加納40番地
の6
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01336号

5 登録年月日 平成14年5月29日

和歌山県告示第372号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条の規定により、平成17年3月17日から平成17年6月14日までの間の90日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年3月14日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 商号又は名称 平成商事
- 2 氏名 城昭典
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 西牟婁郡白浜町才野
737番地の1
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01340号
- 5 登録年月日 平成14年9月30日

和歌山県告示第373号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条の規定により、平成17年3月17日から平成17年6月14日までの間の90日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年3月14日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 商号又は名称 なし
- 2 氏名 井田英一
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 橋本市岸上443番地
- 4 登録番号 和歌山県知事(1)第01375号
- 5 登録年月日 平成15年10月16日

和歌山県告示第374号

平成16年11月16日付けで協議のあったかつらぎ町営土地改良事業(農村振興総合整備統合補助事業笠田西部地区)の変更協議については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の3第5項において準用する同法第48条第11項の規定により、この旨

を公告する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第375号

平成16年11月16日付けで協議のあったみなべ町営土地改良事業(農林漁業揮発油税財源身替農道整備事業小倉谷地区)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第376号

平成16年12月13日付けで協議のあった印南町営土地改良事業(基盤整備促進事業崎山地区)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第377号

平成17年1月14日付けで協議のあった橋本市営土地改良事業(基盤整備事業市脇地区)の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により同意したので、同法第96条の2第7項の規定により、この旨を公告する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県告示第378号

平成13年和歌山県告示第511号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木 村 良 樹

告示中「和歌山県紀州灘沿岸杓浪漁港海岸島の巢西地区海岸」を「和歌山県紀州灘沿岸新庄海岸島の巢西地区海岸」に改める。

和歌山県告示第379号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第

249号)第30条の規定により、告示する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字平宇折登17の4から17の6まで(以上3筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため。

和歌山県告示第380号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、告示する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 橋本市野字池奥703の1(国有林)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため。
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 伊都郡高野口町大字大野字霧尾1827の4・1827の73(以上2筆国有林)、1827の40、字宮谷尾1828の47
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため。

和歌山県告示第381号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 花園美里線

区間	新旧の別	敷地の員 幅メートル	延長 メートル	備考
伊都郡花園村大字梁瀬字菅家谷1962番3地先から海草郡美里町大字長谷宮字柳生谷1060番46地先まで	旧	6.05 43.80	6,900.00	
同上	新	6.20 24.20	2,238.00	

和歌山県告示第382号

平成17年和歌山県告示第381号(道路の区域変更)で告示した新道路は、平成17年3月25日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木村良樹

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長

奥野恒太郎

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山県内水面漁場管理委員会規程

和歌山県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等を情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年和歌山県規則第28号。以下「利用に関する規則」という。)の規定の例による。この場合において、利用に関する規則第3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定」とあるのは、「和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則(平成13年和歌山県規則第92号)第15条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第1号

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程を次のように定める。

平成17年3月25日

和歌山海区漁業調整委員会会長 嶋 洋一

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する和歌山海区漁業調整委員会規程

和歌山海区漁業調整委員会に係る行政手続等を情報通信

の技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等
に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等
における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成
17年和歌山県規則第28号。以下「利用に関する規則」という。)
の規定の例による。この場合において、利用に関する規則第
3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規
定」とあるのは、「和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山
県条例第2号)第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規
則(平成13年和歌山県規則第92号)第15条第2項」と読み替
えるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

監査委員告示

和歌山県監査委員告示第1号

和歌山県監査委員に係る行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する和歌山県監査委員規程を次のように定
める。

平成17年3月25日

和歌山県代表監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員に係る行政手続等における情報通
信の技術の利用に関する和歌山県監査委員規程

和歌山県監査委員に係る行政手続等における情報通信の
技術を利用する方法により行う場合においては、他の条例等
に特別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等
における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17
年和歌山県規則第28号。以下「利用に関する規則」という。)
の規定の例による。この場合において、利用に関する規則第
3条中「別表の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規
定」とあるのは、「和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山
県条例第2号)第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規
則(平成13年和歌山県規則第92号)第15条第2項」と読み替
えるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第3号

和歌山県収用委員会に係る行政手続等における情報通信
の技術の利用に関する和歌山県収用委員会規程を次のよう
に定める。

平成17年3月25日

和歌山県収用委員会会長 谷 口 昇 二

和歌山県収用委員会に係る行政手続等における情報

通信の技術の利用に関する和歌山県収用委員会規程
和歌山県収用委員会に係る行政手続等を情報通信の技術
を利用する方法により行う場合においては、他の条例等の特
別の定めのある場合を除くほか、和歌山県行政手続等にお
ける情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年和
歌山県規則第28号。以下「利用に関する規則」という。)の規
定の例による。この場合において、利用に関する規則第3条
中「別表左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定」と
あるのは、「和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例
第2号)第6条第1項及び和歌山県情報公開条例施行規則(平
成13年和歌山県規則第92号)第15条第2項」と読み替えるも
のとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

公 告

入 札 公 告

総合文書管理システム開発及び賃貸借について、次のとお
り総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭
和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6、
自治法令第167条の10の2第5項及び地方公共団体の物品等又
は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第
372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成17年3月25日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号 平成17年度電県推第1号
- (2) 調達役務の名称及び数量

総合文書管理システム開発及び賃貸借一式

- (3) 調達役務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 情報システム設置場所及び納入場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
和歌山県企画部 I T 推進局情報政策課ほか

- (5) 契約期間等

第3者賃貸借方式による総合文書管理システム開
発及び賃貸借(以下「総合文書管理業務」という。)
について、納入期限及び賃貸借期間は、次のとおりとす
る。

システム開発等(システムの設計及び構築、システム
の設置及び設営並びにシステムの操作研修)の納入期限
平成18年3月31日まで(研修については、平成19年3月31
日までとする。)

賃貸借(システムの賃貸借、運用及び管理並びにシス

テムの保守支援)期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

(6) 予定価格 437,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成17年和歌山県告示第363号に規定する総合文書管理業務に係る総合評価一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館2階
和歌山県企画部 I T 推進局情報政策課

(2) 日時

平成17年3月25日(金)から平成17年4月8日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く、毎日午前9時から午後5時まで。

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

平成17年3月25日(金)から平成17年4月4日(月)までの県の休日を除く、毎日午前9時から午後5時まで。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成17年4月8日(金)までの間に和歌山県企画部 I T 推進局情報政策課に対して書面(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館 4階 中会議室

(2) 日時

平成17年4月4日(月) 午後3時から

6 総合評価のための提案書の提出場所及び日時

(1) 提案書を提出する場所及び日時は、次のとおりとする。

なお、提案書を提出しなければ、7の入札に参加することができない。

ア 提出場所

平成17年和歌山県告示第363号に規定する総合文書管理業務に係る総合評価一般競争入札参加資格を取

得した者に、別途、通知する。

イ 提出日時

平成17年5月9日(月) 午後2時

(2) 前号の提案書の提出に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書を持参することとする。

(3) 郵便により提出する場合は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で、平成17年5月6日(金) 午後5時までに3の(1)に必着するように行わなければならない(封筒に「和歌山県総合文書管理システム開発及び賃貸借業務事業入札書(提案書等) 在中」と朱書すること。)

7 入札の場所及び日時等

(1) 入札の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 提出場所

6の(1)のイに同じ。

イ 日時

6の(1)のイに同じ。

(2) 前号の入札書の提出に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書を持参することとする。

(3) 郵便により提出する場合は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で、平成17年5月6日(金) 午後5時までに3の(1)に必着するように行わなければならない(封筒に「和歌山県総合文書管理システム開発及び賃貸借業務事業入札書(提案書等) 在中」と朱書すること。)

8 開札の場所及び日時等

(1) 開札の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

入札に参加した者に別途通知する。

イ 日時

入札に参加した者に別途通知する。

(2) 7の入札に参加した者は、以下に掲げる者のうち1名を開札会場に立ち会わせることができる。

ア 入札参加者(コンソーシアムの場合はコンソーシアムの代表者)

イ 入札参加者の代理人(委任状により入札書を提出した者)

(3) 開札に参加する者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書を持参することとする(代理人においては、入札時の委任状の写しも持参すること。)

9 総合評価一般競争入札方法等に関する事項

(1) 入札方法

ア 入札書には、システム開発等(システムの設計及び構築、システムの設置及び設営並びにシステムに係る操作研修等)に係る見積金額と賃貸借(システムの運用及び管理並びにシステムの保守支援を含む。)に係る見積金額との合計額を記載する。

このうち賃貸借に係る見積金額は、次の金額とする。

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの全期間の見積額(当該期間の月額賃貸借料×60か月)

イ 落札者決定は、総合評価一般競争入札方式をもって行うので、「総合評価のための提案書」を入札書とともに提出しなければならない。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。

ウ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

エ 落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額(以下「入札価格」という。)の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札辞退届を提出し、入札を辞退すること。

カ オにおいて入札の辞退をしないで予定価格を超える金額で入札書が提出された場合、不誠実な行為として入札参加資格停止の措置を行うことがある。

キ 再度入札は、行わない。

(2) 落札者の決定方法

ア 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格に105分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、「総合評価のための提案書」の提案内容が仕様書の要求要件をすべて満たしているものでなければならない。

イ 「総合評価のための提案書」の提案内容が、仕様書の要求要件をすべて満たしている者には、「落札者決定基準」に示す各項目の加点の上限の範囲内で、提案内容の評価に応じて加点を加える。なお「落札者決定基準」については入札説明書に記載している。

ウ 入札価格については、次の式により換算し、入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)を与える。

価格点=500-((入札価格×1.05/予定価格)×500)

エ イ及びウにより算出された、加点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

オ 加点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

カ 落札者決定基準に記載されていない提案内容は、評価の対象としない。

キ その他詳細は入札説明書による。

10 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任されたものが入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。コンソーシアムとして入札参加するときは、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができる場合はコンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

11 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうちの代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうちの代表者が納付の免除を受けることができる場合はコンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のし

た入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2の資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれか一がこの項に該当するとき入札を無効とする。

13 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する
とおりとする。
- (2) 入札の開札には、和歌山県企画部 I T 推進局情報政策
課の職員が立ち会うものとする。

14 契約書の要否

要

15 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

16 契約方法

- (1) 落札者は、第3者賃貸借方式により契約を締結するもの
とし、県と落札者及び賃貸借事業者との3者契約とする。
落札者が従たる営業品目として賃貸借業務を有し、自ら
賃貸借を行う場合はこの限りでない。
- (2) システムの設計及び構築、システムの設置及び設営並び
にシステムの実行研修に係る費用は、一括して賃貸借事業
者が収受するものとする。
- (3) 契約金額は、システム開発等としてシステムの設計及び
構築、システムの設置及び設営並びにシステムに係る操作
研修に係る費用の合計額を記載し、賃貸借（システムの保
守支援並びにシステムの運用及び管理を含む。）として賃
貸借月額を記載するものとし、落札価格に基づき、県の設
計価格及び入札方法に記述した算定方法等から勘案し、県
が定める金額を限度として当該記載金額を定めるものと
する。

17 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称
及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部 I T 推進局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2414

(F A X 073-441-2409)

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通

貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府
調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合
がある。この場合において、調達手続の停止等があり得
る。

18 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased:
Wakayama Prefectural e-document
administrationsystem
1 Complete System
- (2) Time-limit for tender: 2:00 p.m. 9 May 2005
- (3) Contact point for the notice :
Division, Information and Communications Division
at IT Promotion Bureau in Planning
Department of Wakayama Prefectural Government, 1-1
Komatsubara-dori, Wakayama City, 640-8585 Japan
TEL 073-441-2414(FAX 073-441-2409)